

令和 8 年度

稲城市地域介護予防活動支援事業  
「通いの場支援補助金」交付団体 募集要項

1 目的

高齢者が役割を持ち、社会参加することで生きがいを高めたり、交流することで孤独感や引きこもりの解消につながるような通いの場や、地域での支え合い及び生活支援を推進することを目的として、住民主体の生活支援・介護予防に資する活動団体を育成、支援する。

2 補助対象期間について

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）

※予算上限に達し次第終了。

3 事業の内容について

次に掲げる活動の新規立ち上げや開催回数の増、または、参加者の増加を目的とした活動及び、介護予防の積極的な取組みを支援する。

- （1）地域での住民主体の介護予防に取り組む活動。
- （2）高齢者同士または高齢者を含む世代を超えた地域住民の交流活動。
- （3）高齢になっても住みやすい地域を住民主体で作る活動。※1

※1 高齢者を含む不特定多数の市民が参加または担い手となれる地域の居場所づくりや、ちょっとした困りごとのボランティアなどの生活支援を住民主体で作る活動。

4 補助内容・補助額

4 頁参照

5 申請要件

次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- （1）市内在住の高齢者（概ね 65 歳以上）を原則 5 人以上含む、市内で活動する団体であること。（5 人未満の場合、参加者を増やすための広報費に限り対象とする）
- （2）毎月 1 回以上活動している団体であること、活動をはじめようとする団体（新規の団体については今後 1 年以上の継続が見込まれること）。
- （3）地域において活動を自主的に運営する非営利の民間団体であること。
- （4）政治活動及び宗教活動を目的としていないこと。
- （5）補助対象の事業が他に同様の助成を受けていないこと。

## 6 申請方法及び申請期間

申し込み

- ・申請書にて申し込み
- ・LoGo フォームからの申し込み（稲城市ウェブサイトもしくは二次元コードからアクセス）

申請期間

令和 8 年 7 月 16 日（木）から令和 9 年 2 月 26 日（金）

※予算上限に達し次第終了

申請書配布及び提出場所

| 名称                 | 住所                   | 電話           |
|--------------------|----------------------|--------------|
| 地域包括支援センターひらお      | 平尾 2-49-20（ひらお苑内）    | 042-331-6088 |
| 地域包括支援センターやのくち     | 矢野口 1659-4（ふらっとカフェ内） | 042-379-8575 |
| 地域包括支援センターエレガントもむら | 百村 255（いなぎ苑内）        | 042-379-5500 |
| 地域包括支援センターこうようだい   | 向陽台 3-4-4            | 042-370-0040 |
| 稲城市福祉部高齢福祉課高齢福祉係   | 東長沼 2111             | 042-378-2111 |

\* 上記のほか出張所、文化センター、ふれんど平尾、i プラザでも配布のみしています。

\* 稲城市ホームページからも募集要項、申請書のダウンロードができます。

- ・申請書での申し込みの場合

郵送または持参にて提出

〒206-8601 稲城市東長沼 2 1 1 1

稲城市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

- ・LoGo フォームからの申し込みの場合

受付完了メールが市に届いた時点で申請受付といたします。

## 7 審査・選定に関する事項

### （1）審査・選定方法

申請書の内容と地域（圏域）のバランス、市の計画等を総合的に判断し、優先度の高い順に選定する。

### （2）選定結果の通知

「通いの場支援補助金交付決定通知書」にて通知する。

## 8 補助金に関する事項

（1）交付団体として決定された団体は、「通いの場支援補助金請求書」にて補助金交付決定額を市に請求する。

（2）市は団体からの請求により指定の口座に振込む。

(3) 団体は事業終了後、領収書（原本）等を添付した報告書をすみやかに市に提出する。

最終の提出期日は、令和 9 年 4 月 2 日（金）とする。

余剰金が発生した場合は、市が指定する期日までに市へ返還する。

## 9 その他

### (1) 申請辞退

申請受付後に辞退する場合は、書面で知らせること。（任意様式）

### (2) 補助金の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定を取り消すことがある。

ア 団体の活動が中止または解散したとき。

イ 団体又はその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき。

ウ 虚偽の申請があった場合。

## 10 問い合わせ先

稲城市福祉部高齢福祉課高齢福祉係      042-378-2111（内線 222）

| 対象経費                                        | 目的                        | 補助額                                                         | 活用例、備考                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①講師料<br>(介護予防に資するもの)<br>※概ね日程が決まってから申請ください。 | ・介護予防の取り組み<br>活動のマンネリ化の防止 | 経費の 9 割<br>上限は 1 回につき 4,500 円<br>1 団体 2 回まで                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体操の団体に歯科衛生士を招いて口腔ケアや口腔体操を学ぶ。</li> <li>・認知症予防の団体が介護予防体操の講師を依頼し、座ってできる体操を学ぶ。</li> <li>・サロンの団体が介護予防や健康づくりのための講師を呼んで健康意識を高める。</li> </ul>                                                                                  |
| ②会場費                                        | 開催回数の増加                   | 経費の 9 割<br>上限は 1 月につき 3,600 円<br>期間は実際に増加した月から年度末まで         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち上げ初年度の活動運営の軽減と定着。</li> <li>・参加人数の増加に伴い開催回数が増える。</li> <li>・会場費が確保できる事で新規に立ち上げができる。</li> </ul>                                                                                                                        |
| ③広報費<br>(紙、コピー、インク代など)                      | 参加者の増加<br>(告知用チラシ)        | 経費の 9 割<br>上限は 4,500 円                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成したチラシで口コミがしやすくなり、参加者が増える。</li> <li>・地域の活動を住民に知らせることで、参加者の掘り起こしができる。<br/>(報告の際、領収書と共に作成したチラシを添付する事)</li> </ul>                                                                                                       |
| ④コーディネーター費<br>(定期的に開催し不特定多数の方が来所し過ごせる場所に限る) | 居場所の定着支援                  | 1 日ひとり 1,000 円を上限とし<br>2 名まで<br>1 月上旬 4,000 円<br>対象月から年度末まで | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の参加者に声かけをおこない交流がうまれるよう配慮する人。</li> <li>・参加者が主体的に参加できるような意識付けをする人（主催者とお客様という関係ではなく活動を一緒に作る意識をもってもらおうよう配慮する人）。<br/>(年度末にコーディネーター活動報告書の提出を行う事)</li> <li>・申請にあたっては広く参加者の受け入れを行っていること。（固定メンバーしか参加できない団体は不可）</li> </ul> |
| ⑤感染予防対策費                                    | 感染症予防                     | 経費の 10 割<br>上限は 2,000 円                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染を予防するために必要な衛生用品（アルコール消毒液・液体せっけん等）</li> <li>・マスクが汚損した時、また忘れられた方に配布する場合の予備的ストックは可。</li> <li>・手袋、ペーパータオル、紙コップなど使い捨ての衛生消耗品</li> </ul>                                                                                   |
| ⑥活動費                                        | 軽微な活動支援                   | 経費の 9 割<br>上限は 2,700 円                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に必要な文房具や乾電池、資料などのコピー代など</li> <li>・地域活動を運営するための経費</li> </ul>                                                                                                                                                         |

※ちょっとした困りごとなどの、ボランティアでの生活支援の活動団体については、広報費・感染予防対策費・活動費の補助金の利用を可能とする。

